

令和7年度環境騒音調査業務委託

仕様書

令和7年8月

東大阪市
環境部公害対策課

令和7年度環境騒音調査業務委託 仕様書

1 目的

(1) 自動車騒音の常時監視

騒音規制法第18条第1項の規定に基づき、東大阪市内の主要幹線道路における自動車騒音の状況を常時監視し、面的評価により道路沿道の環境基準達成状況を把握すると共に騒音防止対策を実施するための基礎資料とする。

(2) 一般環境騒音調査

東大阪市内における環境騒音の実態を客観的・統一的な方法により、継続的に調査することにより、地域の類型ごとの平均的な騒音の状況を把握する。

2 調査対象等

(1) 自動車騒音の常時監視

調査対象地点は以下の6地点とし、測定地点の付近見取り図を貸与する。

No	対象路線名	区間	交通量調査 単位区間番号
1	府道 大阪中央環状線 〔近畿自動車道〕	国道 308 号～八尾市境 約 3.1km	40190
2	一般国道 170 号 〔大阪外環状線〕	大阪枚岡奈良線～八尾市境 約 3.4km	10890
3	一般国道 308 号 〔阪神高速大阪東大阪線〕	大阪市境～中央環状線 約 3.1km	11400
4	府道 大阪中央環状線 〔近畿自動車道〕	国道 308 号～鶴見区境 約 2.6km	40200
5	一般国道 170 号 (大阪外環状線)	国道 308 号～大東市境 約 1.7km	10880
6	一般国道 308 号 〔阪神高速大阪東大阪線〕	中央環状線～国道 170 号 約 3.7km	11420

(2) 一般環境騒音調査

調査対象地点は本市が設定した15地点とし、測定地点の付近見取り図を貸与する。

3 委託期間及び騒音測定時期

委託期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

騒音測定時期は、自動車騒音の常時監視11月頃、一般環境騒音11月頃とする。

4 準拠する法令等

本業務は、当該仕様書によるほか、次の関係法令等に基づいて行うこととし、全て業務を行う時点で最新のものに基づくこととする。

- (1) 環境基本法(平成5年号外法律第91号)
- (2) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)
- (3) 騒音に係る環境基準(平成10年9月30日 環境庁告示第64号)
- (4) 騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について(平成23年9月14日 環水大自発110914001号)
- (5) 「自動車騒音常時監視マニュアル」(環境省)
- (6) 「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(環境省)
- (7) 「自動車騒音モニタリング調査手法」(大阪府)
- (8) 「面的評価支援システム操作マニュアル」(環境省)
- (9) 令和7年度自動車騒音常時監視結果報告要領(環境省)
- (10) 環境騒音等調査結果記入要領(令和7年度測定分)(大阪府)
- (11) その他関係法令等

※ (5)(7)について

同じ事項について記載がある場合は、原則(5)に準拠するものとする。

※ (9)(10)について

環境省、大阪府より配布され次第提供する(例年どおりであれば、令和8年2月頃)。

5 本業務で使用するソフトウェア及び資料等

	ソフトウェア及び資料名	備考
(1)	システムソフトウェア及び操作マニュアル全文	本市から貸与する。
(2)	ノートパソコン(以下「市パソコン」という。)	本市から貸与する。
(3)	国土地理院数値地図25000(空間データ基盤)	本市から貸与する。
(4)	GIS エンジン (株式会社カーネル「面的評価支援システム(環境省)版 ActiveMap for.NET」)	本市から貸与する。
(5)	市域の電子地図データ (株式会社ゼンリン社製 Zmap-Town II、以下「地図データ」という。)	使用権は本市の所有とし、受託者で購入、用意すること。受託者でソフトウェアをセットアップして使用すること。
(6)	その他、システムの動作に必要なソフトウェア	本市のパソコンにインストールし、貸与する。
(7)	前年度までに作成したシステムデータ	本市が所持する昨年度(令和6年度常時監視)のデータファイルを貸与する。
(8)	前年度までに測定した騒音測定結果等	本市から貸与する。
(9)	令和3年度道路交通センサス(電子データ)	「自動車騒音常時監視支援について」のウェブサイトより受託者がダウンロードすること。
(10)	道路管理者より提供された道路環境対策データ	本市から貸与する。
(11)	その他、本市が入手可能かつ業務を行う上で必要と認める資料	本市から貸与する。

6 調査

(1) 自動車騒音の常時監視

①道路調査

調査対象道路について、道路構造条件、騒音対策状況、交通流条件等を調査する。

②沿道調査

調査対象道路沿道において、住宅地図等に不足している建物情報の補足調査及び街区ごとに背後地の地表面種類等を調査する。

③騒音調査

調査対象道路について騒音、交通量等を測定する。

[
 調査対象道路の区間ごとに1地点以上24観測時間及び受託者が面的評価を行うために必要とする地点、観測時間において測定する。
]

ア)道路近傍騒音レベル

道路端近傍において24観測時間について、等価騒音レベル(L_{Aeq})及び時間率騒音レベ

ル($L_{A5}/L_{A10}/L_{A50}/L_{A90}/L_{A95}$)、最大騒音レベル(L_{Amax})等を測定する。

イ)交通量

騒音観測区間において騒音調査と同期して、昼間及び夜間の観測時間帯のうち各2観測時間に交通量(10分以上)を上下別、車種別(大型車Ⅰ、大型車Ⅱ、小型車、二輪車)に測定する。

ウ)平均走行速度

交通量の測定と同一観測時間において、上下別に平均的な走行状態の車10台程度の走行速度を計測し平均走行速度を測定する。

エ)背後地騒音レベル(No.4からNo.6の路線)

対象道路の背後地において交通量等の調査と同期して、昼間及び夜間の観測時間帯のうち各2観測時間について、等価騒音レベル(L_{Aeq})及び時間率騒音レベル($L_{A5}/L_{A10}/L_{A50}/L_{A90}/L_{A95}$)等を測定する。

④その他

その他本業務に必要な調査

(2) 一般環境騒音調査

調査対象地点において騒音レベル及び支配的音源を調査する。

ア)騒音レベル

昼間及び夜間の観測時間帯において、1観測時間に10分以上の等価騒音レベル(L_{Aeq})及び時間率騒音レベル($L_{A5}/L_{A50}/L_{A95}$)を測定する。

昼間は、午前10時から12時及び午後2時から6時に各1観測時間以上測定する。

夜間は、原則として午後10時から午前0時の2観測時間測定する。

イ)支配的音源

騒音レベル測定時の支配的音源(除外すべき音を除く)を別表1の分類により調査する。

(3) 業務実施計画の作成

(1)及び(2)の測定にあたっては、計量法等関係法令に基づき実施すること。また、測定方法に関する計画書を作成し、契約締結後速やかに本市へ提出すること。

7 評価

・自動車騒音の常時監視

調査対象道路について、自動車騒音の面的評価支援システム(環境省配布)を使用し、「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」及び「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に沿った面的評価を行い、環境基準の達成状況を把握する。

8 結果報告

成果品は別表2のとおりとし、計量証明書を添付の上、印刷物(A4版)及び電子データ(CD-ROM又はDVD-ROM)各1部を令和8年3月末までに本市へ提出すること。

9 支払方法

本市財務規則及び契約内容により、全業務終了後とする。

10 その他

業務実施に係る諸条件及び注意事項については、次のとおりとする。

- (1) 成果品は全て本市の所有とし、本市の許可なく他に利用または貸与等を行ってはならない。
- (2) 本業務実施のために関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、市と受託者で打ち合わせの上、受託者の責任において速やかに処理すること。
- (3) 騒音の実測結果については、測定作業終了後、受託者は速やかに市に速報値を提出すること。
- (4) 本業務の実施にあたっては、本市と十分調整し、進捗状況について適宜、市に報告すること。

なお、定められた測定方法、条件、評価手法などとは異なる方法により、業務が行われたことが明らかに認められる場合、市は、受託者の責任により再度作業を行うよう、受託者に指示することがある。

- (5) 受託者は、測定等の現地調査の実施にあたっては、通行人や近隣住民等の安全に配慮し、迷惑をかけることの無いよう特に注意すること。トラブル等が発生した場合は本市へ連絡の上、即時対応できるよう体制を整備し、受託者の責任により対処すること。
- (6) 業務完了後、本市からシステム内容等について問合せることがある。問合せの内容に応じて口頭または書面で回答すること。また、データ等修正の必要がある場合には対応すること。
- (7) 貸与資料等については、本業務終了後速やかに返却し、転用しないこと。
- (8) その他必要事項は、市と受託者の間で協議の上、定める。

別表1 支配的音源の種類

1. 自動車音	2. 自動車以外の道路音
3. 工場・事業場音	4. 家庭音
5. 自然音	6. 特殊音(航空機、鉄道、建設作業)
7. その他の音(1～6以外の音)	8. 不特定音(音源を特定できない音)

別表2 成果品

(1)業務報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・電子データについては、電磁的記録媒体（CD-ROM又はDVD-ROM）に格納し、1部提出すること。 ・電子データ以外の成果品は原本を提出すること。 ・(4)-1 及び(4)-3、(5)については、別途A4版もしくはA3版に印刷して1部提出すること。 ・納品の際には、一覧を作成して同時に提出すること。
(2)実施計画策定に係る基礎資料	
(3)沿道騒音レベル等の測定データ (騒音計メモリデータ等を含む)	
(4)環境省報告資料 (4)-1 令和7年度常時監視結果報告 (4)-2 GISデータファイル (4)-3 測定地点の詳細図	
(5)大阪府報告資料 令和7年度環境騒音調査結果報告	
(6)システムデータ (市パソコンに導入したデータ等)	
(7)地図データ	
(8)本業務を行う上で使用・作成したデータ等	
(9)その他、契約書で指定した書類等	